

平成29年 第4回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：平成29年4月27日（木）16時40分

2. 場 所：由布市役所 本庁舎 新館 2階 2-2会議室

3. 出席委員 9名

会 長	2番	縣 次 男
副 会 長	11番	大 塚 弘 士

委 員	1番	大 津 雄 司
	4番	坂 本 成 一
	5番	高 田 英
	6番	麻 生 俊之輔
	8番	安 部 義 浩
	9番	江 藤 国 子
	10番	小 野 恵美子

4. 欠席委員	3番	姫 野 康 二
	7番	二ノ宮 政 広

5. 議事参与が制限された委員数 0名

6. 議事日程

(1) 出席確認

(2) 会長挨拶

(3) 議 事

① 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について

② 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請の審議

③ 農地法第4条の規定による許可申請の審議

④ 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請の審議

⑤ 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請の審議

⑥ 非農地証明の発行について

⑦ 空き家に付随した農地の指定について

⑧ 農用地利用集積計画（貸借権設定）の審議

(4) その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 衛藤誠治、次長 後藤義一、課長補佐 大嶋陽一、副主任 長田瑞穂

8. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認

出席委員は、11名中 9名の出席で会議規則第8条により総会は成立していますので、只今より平成29年第4回由布市農業委員会総会を開会いたします。

会議規則第6条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。

会長あいさつ

議 長

それでは、これより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。

次に、会議録署名人の1名を指名します。

本日の会議録署名委員は、議席番号 8番 安部義浩委員さんをお願いしたいと思います。よろしくお祈りします。

次に、採決についてお諮りします。

これから、採決します日程第1から第8までの全ての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思いますと思いますが、ご異議ありませんか。

全 員

異議なし。

議 長

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。

農業委員会、会議規則第12条により議事参与制限を受ける委員は、退席をする事となっていますのでよろしくお祈りします。

■日程 第1 「農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について」

(議案第1号～2号 2件)

議 長

日程第1 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について、2件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第1 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について、議案朗読説明。

議 長

議案1号につきましては、報告ということでした承いたいただきたいと思っております。

■日程 第2 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」

(議案第3号～7号 5件)

議 長

日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、5件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議案3号～7号は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

議 長

今回の件は挾間と庄内に分かれていますので、庄内の方を6番 麻生俊之輔委員さんより説明の方をお願いします。

6番 麻生俊之輔委員

議案3号につきまして渡し人のお二人は親子です。受け人は、新規就農で不動産会社の紹介で購入するという事で、挾間の方の土地の紹介があったのでその流れで庄内の土地も一緒に買ったという話を本人がしておりました。農業を真剣したいということで誠実そうな人でした。私が担当したのが、庄内町の水田です。ご審議をお願いしたいと思います。

議 長

それでは10番 小野恵美子委員さんからは挾間の土地の説明をお願いします。

10番 小野恵美子委員

説明いたします。確認に行きましたら、きれいに草も刈ってあり、田んぼもおこしてありましたので、新規就農でしてくださるといいなあと思いました。ご審議をよろしくをお願いします。

議 長

質疑はありませんか。4番 坂本成一委員さん。

4番 坂本成一委員

今回の人は機械を持っているのですか。

6番 麻生俊之輔委員

庄内に植えてあるのはブルーベリーで、あれは機械がいらないんです。

10番 小野恵美子委員

田はおこしてましたよ。畔も機械で塗っていたようできれいにしていました。

議 長

事務局、説明がありますか。

事 務 局

機械については現時点では所有はありません。挾間の田については知人の機会を借りてやるということで今のところ聞いております。購入予定という計画書が出ております。庄内については永年、ブルーベリーを植えられているので、そちらは機械を入れる必要はないかと思っております。

議 長

議案3号について承認される委員の挙手を求めます。挙手・多数により承認します。

議 長

議案4号につきましては、説明の方を4番 坂本成一委員さんよりお願いします。

4番 坂本成一委員

この土地はちょうど水力発電のところに引っかかって、工事をするのであれば土地を買ってくださいということで、買い手の方が買うようになりました。

議 長
質疑を受けます。

(ありません。)

それでは、議案4号について承認される委員の挙手を求めます。
挙手・多数により承認します。

議 長

続きまして、議案5号につきましては、説明の方をもう一度、4番 坂本成一委員さんよりお願いします。

4番 坂本成一委員

説明いたします。渡し人は夫婦ともに80才半ばを過ぎており歩くのもやっと、家のなかで動くのが精一杯。旦那さんが元気なうちに売買しておいたほうがよかろうということで、奥さんが気をきかせて探していたところ、ご近所ですが現在、無農薬栽培で田をつくっておられる方です。72才ですがやりたいと、規模拡大するので是非分けてもらいたいということで手を挙げられましたので承認しました。以上です。

議 長

質疑を受けます。

(ありません。)

それでは、議案5号について承認される委員の挙手を求めます。
挙手・多数により承認します。

議 長

続きまして、議案6号につきましては、また4番 坂本成一委員さんよりお願いします。

4番 坂本成一委員

説明いたします。渡し人は現在東京に住んでおります。東京には土地の管理ができないということで、親戚になる方、家も隣になる方が買おうということになりました。この土地がちょうど水路の三叉路にあたってですね、外の地区の人に買われると困るということで買い手の方が手をあげてくれましたのでたすかりました。以上です。

議 長

質疑を受けます。

(ありません。)

それでは、議案6号について承認される委員の挙手を求めます。
挙手・多数により承認します。

議 長

議案第7号につきましては、説明の方を議席番号9番 江藤国子さんよりお願いします。

9番 江藤国子委員

はい。議案7号について説明させていただきます。場所は地熱発電の盛んにおこなわれているところですが、渡し人は高齢で田んぼができないということで、買い手

の方が家の近くの土地なので、畑をつくりたいとのことでした。蕎麦を植えようかということですが、山奥なのですが頑張っている方なので、いいのではないかと思います。ご審議をお願いします。

議 長

質疑はありませんか。

(ありません。)

それでは、承認される委員の挙手を求めます。

挙手・多数により承認します。

■日程 第3 「農地法第4条の規定による許可申請について」

(議案第8号 1件)

議 長

日程第3 農地法第4条の規定による許可申請につきましては、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第3 農地法第4条の規定による許可申請について、議案朗読説明。

議案8号の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、問題はないと考えます。

議 長

質疑はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

挙手多数でございますので、この案件許可相当と認めます。

■日程 第4 「農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」

(議案第9号～10号 2件)

議 長

日程第4 農地法5条による貸借権設定の許可申請につきましては、2件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第4 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について、議案朗読説明。

議 長

議案9号につきましては、議席番号1番 大津雄司委員さんより説明の方をお願いします。

1番 大津雄司委員

説明します。今回の借り人、貸し人は親子になります。息子さんが実家に戻ってこられて手狭になってきたということで新しく居住スペースを設けるということでありまして家を建てるということです。

議 長
質疑はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。
挙手多数でございますので、この案件許可相当と認めます。

議 長
次に議案10号について、私のほうから説明の方をします。
借り人、貸し人は親子でございます。人は高齢の方で、田も人に頼んでいたのですが、息子さんもなかなか帰って来れないということで、共同住宅を建てて家賃収入で生活をしたいたのことで私の方に相談に来ました。よくここで農振地域に入ってなかったなど不思議に思うんですが。質問があればお願いします。江藤委員さんお願いします。

9番 江藤国子委員

ここは1種農地じゃないかと思っていたのですが、ここだけ宅地ですか。

議 長
昔は何枚かに分かれていて、圃場整備したらしい。

事務局

実際、圃場整備した換地というかたちは間違いないです。ただ、ここは都市計画区域の範囲にいられているんですよ。都市計画がかかっているぶんについては都市計画法が上位法というわけではないんですけど、転用の許可基準のなかに都市計画がかかっているぶんは3種農地扱いするという考え方があります。圃場整備なんですけど都市計画の範囲にはいられているので3種農地。だから基本的に許可する農地、その部類に入っています。珍しいパターンです。

議 長
ほかに質疑はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。
挙手多数でございますので、この案件許可相当と認めます。

■日程 第5 「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」
(議案第11号～12号 2件)

議 長
日程第5 農地法5条による所有権移転の許可申請につきましては、2件あります。
事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第5 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議 長
議案11号につきましては、議席番号1番 大津雄司委員さんより説明の方をお願いします。

1 番 大津雄司委員

はい。先ほどの案件から300m位の距離の場所にあります。借り人は農家でもありますが、すでにアパート経営をしております。今回この場所でアパート経営をするということでもあります。計画のほうは問題なく、実行性もありまして問題ないと思います。

議 長

質疑はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。挙手多数でございますので、この案件許可相当と認めます。

議 長

議案12号について、議席番号1番 大津雄司委員さんより説明の方をお願いします。

1 番 大津雄司委員

はい。こちらでもアパートを建設するといった申請です。こちらでも計画に実行性があり問題ないと考えます。

議 長

質疑はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。挙手多数でございますので、この案件許可相当と認めます。

■日程 第6 「非農地証明の発行について」

(議案第13号～18号 6件)

議 長

日程第6 非農地証明の発行について、6件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第6 農地法第5条の規定による賃貸借権設定の許可申請について、議案朗読説明。

議案13号～18号は、農地法第2条第1項の対象とならない農地と判断され、問題はないと考えます。

議 長

議案13号について、議席番号8番 安部義浩委員さんより説明の方をお願いします。

8 番 安部義浩委員

20、21、22ページとあります。地番図には水路が流れておりますが、この水が雨水ということで、日頃は全く水が流れておりません。水の便もわるく田ができないということで、草も茂ってございました。非農地で認めてもよいのではないかと思います。

5 番 高田 英委員

何ができるのかわからないのですが、ここが非農地になって建物が建ったときに隣の田に与える影響はないですか。

8 番 安部義浩委員

面積的にもしかすると家かなと思うんですが、この土地自体、日当たりはあまりよくないというかんじ。隣の田の方はこれと違って困らないと思います。

議 長

ほかに質疑はありませんか。

(ありません。)

それでは、採決いたします。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

挙手・多数によりこの案件、非農地証明の発行を決定します。

議 長

議案14号について、議席番号1番 大津雄司委員さんより説明の方をお願いします。

1 番 大津雄司委員

23ページからになります。場所は雑木も生えておりまして、農業ができるような状態ではないというふうに確認しております。よろしくをお願いします。

議 長

質疑はありませんか。

(ありません。)

それでは、採決いたします。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

挙手・多数によりこの案件、非農地証明の発行を決定します。

議 長

議案15号について、議席番号10番 小野 恵美子委員さんより説明の方をお願いします。

10 番 小野 恵美子委員

説明します。この土地なんですが、2月に非農地にしてほしいとあがっていたところの続きのところになります。そのときに一緒にすればよかったとおっしゃっていました。写真を見ていただくとわかると思いますが、荒れております。木もだいぶ立っておりますので非農地でいいのではないかと思います。よろしくをお願いします。

議 長

質疑はありませんか。

5 番 高田 英委員

字図は全部田ですが現況はぼろになっていると考えてよいですか。

10 番 小野 恵美子委員

はい。ほとんど荒れています。

議 長

ほかに質疑はありませんか。

(ありません。)

それでは、採決いたします。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

挙手・多数によりこの案件、非農地証明の発行を決定します。

議 長

議案16号について、議席番号1番 大津雄司委員さんより説明の方をお願いします。

4番 坂本 成一委員

説明します。29ページから31ページです。私たちが覚えているのは昔からこういう状態だったということです。申請者はこちらにおられないので、まったく管理されていない状態です。非農地と認めなければしかたないのではないかという状態です。

議 長

質疑はありませんか。

(ありません。)

それでは、採決いたします。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

挙手・多数によりこの案件、非農地証明の発行を決定します。

議 長

議案17号について、議席番号1番 大津雄司委員さんより説明の方をお願いします。

4番 坂本 成一委員

はい。32～34ページです。この畑が山のなかにあって、昔はここのお母さんが管理されていたのでしょけれど、手がまわらず、まわりの山と同じようになってしまっていますので非農地と認めていただきたいということで申請がありましたのでよろしくをお願いします。

議 長

質疑はありませんか。

(ありません。)

それでは、採決いたします。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

挙手・多数によりこの案件、非農地証明の発行を決定します。

議 長

議案18号について、議席番号7番 二ノ宮 政広委員さんが担当ですが、本日は欠席のため事務局より説明の方をお願いします。

事務局

36ページをご覧ください。細長い土地になっています。写真は37ページの下の写真を見ていただきたいのですが、過去には耕作する面があったのかなと思いますが、現在は雨水等で流されて法面になっております。字図の申請地の下の土地は田となっておりますがすでに転用許可済みで、地目変更はしておりませんが、工場が建っております。工場の法面というかんじになっておりますので、非農地判断もやむなしかなと思います。

議 長

質疑はありませんか。

(ありません。)

それでは、採決いたします。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

挙手・多数によりこの案件、非農地証明の発行を決定します。

■日程 第7 「空き家に付随した農地の指定について」

(議案第8号 1件)

議 長

日程第7 空き家に付随した農地の指定について、一件あります。事務局より説明の方をお願いします。

事 務 局

日程第7 空き家に付随した農地の指定についてについて、議案朗読説明。

初めての案件ですので補足いたしますが、空き家に付随した農地なら下限面積1アール以上でも認めようという話に農業委員会となっておりますので、その対象となる農地ということで、まず指定をしていただきたいという申請です。これで許可を出すというわけではありません。この指定した農地について3条の申請書が上がってくれば、次の総会で3条許可相当だ、と判断をさせていただくという段階の状況です。以上です。

議 長

質疑はありませんか。5番 高田 英委員さんどうぞ。

5番 高田 英委員

指定については3条の申請と同時にあげられないのですか。

事 務 局

うちとしてはそのほうがいいのですが、総合政策課としては、この農地は指定されているという状況をつくっておいて家屋を紹介したいという思いがあるようです。そのあたりも農業委員さんに判断してもらってもいいのですが、そういう状況をつくりたいので今回は指定しません、という状況もありえると思うんです、初回なので。ただ総合政策課の思いとしては、まず指定してもらっておきたいということです。

5番 高田 英委員

こういう順序でいいんですよ。ただ早く欲しいといった場合に同時にはできないのかなど。

事 務 局

まず指定してですね。同時はできないと、まず2ヶ月はかかりますね。たまたまこの案件は買い手もついているので同時に3条申請出したいくらいなんですけど、特例の下限面積なので、農業委員会としても慎重に一回指定して、それからという段取りというのも今のところあると思います。ただ要件として下がったのは、下限面積だけで、従事日数などもいっさい変わりませんので、3条申請のときに判断していただこうかと。

議 長

質疑はありませんか。

(ありません。)

それではこの案件、空き家に付随した農地として指定してよいと思われる委員の挙手

を求めます。

挙手多数によりこの案件、空き家の付随農地として指定いたします。

■日程 第8 「農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）」
(議案20号から30号 11件)

議 長

日程 第8 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）、11件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程 第8 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定） 議案朗読説明。

議案20号～30号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長

議案20号から22号については利用権継続設定の案件ですので、議案20号から22号まで一括で皆様から質疑を受けたいと思います。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認いたします。

議 長

議案 23号について、説明を事務局よりお願いします。

事務局

借受人につきましては、農機具等も所有しており、耕作することに何ら問題ないと考えます。

8番 安部 義浩委員

機械はあるけれど、経営面積はまったくないのですか。

事務局

もともとここを借りて作っていたのですが、正式契約をしていなかったんです。

再生協の申請のときに正式契約をしたほうがいいですよ、ということで今回正式契約するという事になったので、この面積をもともと耕作していたということです。

議 長

ほかに質疑はありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認いたします。

議 長

議案 24号について、説明を事務局よりお願いします。

事務局

この案件についても先ほどとまったく同じで、もともとここを借りて作っていたところを正式契約をする運びになったということです。

議 長
質疑はありませんか。
(ありません。)
承認される委員の挙手を求めます。
挙手多数により承認いたします。

議 長
議案 25号について、説明を事務局よりお願いします。

事務局
借受人が議案25号、26号と同じ人ですので、いっしょに説明させてください。
この方、所有面積は少ないのですが、作業の受託や、ライスセンターを家のほうに備えていてそういうことを大きくしようとしています。もともと借りている農地を正式契約しようとしている方で、何ら問題ないと聞いております。以上です。

議 長
議案25号について、質疑はありませんか。
(ありません。)
承認される委員の挙手を求めます。
挙手多数により承認いたします。

議 長
続きまして議案26号について、質疑はありませんか。
(ありません。)
承認される委員の挙手を求めます。
挙手多数により承認いたします。

議 長
議案 27号について、説明を事務局よりお願いします。

事務局
この農地は昨年まで、違う方が借りていたのですが、合意解約が出ております。その方が、若干管理がわるかったということで、違う借り手を探していたところ借受人の方が作付けしましょう、ということで今回申請が出ております。以上です。

議 長
議案27号について、質疑はありませんか。
(ありません。)
承認される委員の挙手を求めます。
挙手多数により承認いたします。

議 長
議案 28号について、説明を事務局よりお願いします。

事務局

すでに、梨園を貸借して頑張っていました。今回広めたいということで貸借になったということです。今のところ順調に周りの方に教わりながら、やっていっているようですので問題はないと思われます。農地を取得できる法人ではありませんので、今回解除条件付きということになります。以上です。

議 長
質疑はありませんか。4番 坂本成一委員さん。

4番 坂本成一委員
果樹を植えられているんですか。

事 務 局
梨山です。ただ、植えられてない部分も多いです。

議 長
質疑はありませんか。

5番 高田 英委員
いいですか。

議 長
どうぞ。

5番 高田 英委員
できた梨の販売計画は。

事 務 局
ここはパン屋さんもしているんですよ。ジャムをつくったり加工したり。大分市ではいちじくの畑を借りていたりしているようです。JAさんの名前は今のところ出ていないようですから自分で青果を見つけるのでしょうか。

議 長
ほかに質疑はありませんか。
(ありません。)
承認される委員の挙手を求めます。
挙手多数により承認いたします。

議 長
議案 29号について、説明を事務局よりお願いします。

事 務 局
貸付人と借受人は兄弟になります。借受人は従来野菜の栽培が主で、今回野菜の栽培を増やしたいとのことでお兄さん所有の畑を借りるというかたちです。耕作することには問題ないです。以上です。

議 長
ほかに質疑はありませんか。
(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。
挙手多数により承認いたします。

議 長
議案 30号について、説明を事務局よりお願いします。

事務局
借受人は手広く農業をしている専業農家の方です。トラクター等機械も持っており広く水稻を植えておりますので何ら問題ないです。以上です。

議 長
質疑はありませんか。
(ありません)
承認される委員の挙手を求めます。
挙手多数により承認いたします。

以上で会議規則第7条による議案審議は終了します。